

令和4年度札幌市国民健康保険適正服薬推進業務仕様書

1 業務名

令和4年度札幌市国民健康保険適正服薬推進業務

2 業務目的

重複・多剤等の服薬が疑われる札幌市国民健康保険被保険者を対象として、個別通知・電話勧奨での介入により適正な受診や服薬の促進を図ることで、被保険者の健康の保持及び医療費の適正化を推進する。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容

本業務内容は次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用(郵送費を含む)は委託料に含まれるものとする。

(1) 介入対象候補被保険者の抽出、医療費額算出リスト及び併用禁忌の服薬疑い被保険者リストの作成

札幌市(以下「委託者」という。)が提供する、令和4年2月から令和4年4月の電子レセプトデータを活用する。下記ア①～④の条件をもとに被保険者を抽出し、介入対象候補被保険者とする。その被保険者のリストを下記ア①～④の抽出条件ごとに作成し、委託者へ提出する。なお、抽出した被保険者のうち、ア①で示す併用禁忌の服薬が疑われる被保険者についてのリストは、併用禁忌とされている医薬品の組み合わせ等の情報も記載し、可能な限り早く委託者に提出すること。

また、被保険者ごとに医科(入院外のみ)にかかる医療費額、調剤にかかる医療費額、医薬品金額にかかる医療費額を算出したリストを作成する。医薬品金額にかかる医療費額は医科(入院外のみ)及び調剤にかかる電子レセプトデータから、医薬品ごとの数量を抽出し、その数量に対して最新の医薬品単価を掛けて算出すること。

ア 対象者の抽出条件

① 併用禁忌の服薬が疑われる被保険者

対象となる期間において、医薬品添付文書で配合により併用禁忌と記載された組み合わせの医薬品が、同一診療年月に処方されている被保険者。なお、併用禁忌と判定した場合、その理由についての情報を後述(5) 対象被保険者への電話勧奨の際に対象被保険者へ提供すること。

② 多剤服薬が疑われる被保険者

対象となる期間において、12種類以上の医薬品が処方されている被保険者。ただし、対象期間を通して、同一保険医療機関から同じ医薬品を複数回服用している場合は、調剤日が新しい医薬品を優先して1種類と算定すること。また、同一医薬品の剤型・容量などの違いについても1種類と算定すること。

③ 重複服薬が疑われる被保険者

対象となる期間において、45日以上処方されている医薬品を対象として、同一診療年月で2つ以上の保険医療機関から、同薬効分類小分類および同成分をもつ医薬品が処方されている被保険者。

④ 向精神薬類の処方を過剰に受けていると疑われる被保険者

対象となる期間において、厚生労働省より示されている「使用薬剤の薬価(薬価基準)」に記載された3種類以上の抗不安薬、睡眠薬または抗うつ薬が処方されている被保険者。ただし、対象期間を通して、同一保険医療機関から同じ医薬品を複数回服用している場合は、調剤日が新しい医薬品を優先して1種類と算定すること。

イ 対象者の除外条件

上記アで抽出した被保険者について、対象期間を通して次の①～③の除外条件に1回以上該当する被保険者を除外すること。なお、除外条件についての詳細は、委託者と協議のうえ決定する。

① がんの治療が行われている（がんの治療行為は診療行為と判定）

② 人工透析が行われている

③ 厚生労働省が定義する指定難病である

(2) 被保険者あて文書「服薬情報通知書」の作成及び発送

ア 対象者

上記(1)で抽出した介入対象候補被保険者から、委託者の判断で除外すべきと判断された被保険者を除き、以下のいずれかに該当する1,500名を対象とする。

- ① 併用禁忌の服薬が疑われる被保険者
- ② 併用注意に該当するなど健康面への影響度の観点や、処方医薬品の数量や金額等の観点から分析し、介入効果が高いと期待される被保険者

選定にあたっては、①を優先することとし、②については対象者の絞り込み条件・理由を委託者に説明し、協議のうえ最終的な対象者を決定する。

なお、受託者は、決定した被保険者のリストを委託者に提出すること。

イ 発送時期及び回数

令和4年9月下旬頃に1回の発送を予定し、具体的には委託者と協議のうえ決定する。

ウ 「服薬情報通知書」に掲載する内容

ハガキ・封書の別や通知書のレイアウトは任意とするが、ユニバーサルデザインを考慮して以下の内容を掲載する。具体的には委託者と協議のうえ決定する。

① 処方された医薬品に係る明細

保険医療機関名、医薬品名、薬効、調剤日等の明細のほか、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品が処方されている場合、ジェネリック医薬品への切り替えが可能であることを明細上にわかりやすく示す。

② 「服薬情報通知書」の内容にかかる案内文

保険薬局や保険医療機関への服薬相談を促す効果的な内容・レイアウトとするほか、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知を掲載すること。

③ 「服薬情報通知書」にかかる問い合わせ先

受託者は、問い合わせに対応するためのサポートデスクを設置し、その電話を問い合わせ先として記載すること。なお、サポートデスクにおける電話対応業務については(4)において後述する。

エ 「服薬情報通知書」の印刷作成及び発送

委託者は、あて名情報（郵便番号、住所、被保険者氏名等）及び資格者情報を CSV 形式の電子ファイルで受託者へ提供する。

受託者は、上記ウで決定した内容及びあて名情報をもとに印刷し、誤送付が起こらないよう注意し、通知書を作成・発送する。また、送付する通知と同一内容の PDF データを委託者に提出する。

なお、発送後は郵送伝票の写し等を委託者に提出すること。

(3) 保険医療機関・保険薬局あて文書「服薬情報通知書発送のお知らせ」の作成及び発送

ア 送付対象

上記(2)の服薬情報通知書に掲載される保険医療機関及び保険薬局

イ 発送時期及び回数

上記(2)の服薬情報通知書送付と同時期に 1 回の発送とし、具体的には委託者と協議のうえ決定する。

ウ 「服薬情報通知書発送のお知らせ」に掲載する内容

服薬情報通知書の送付対象者が存在する旨と本業務の概要についてお知らせする内容とする。詳細は委託者と協議のうえ決定する。

なお、実際に本業務の介入対象となった被保険者を特定できる情報は開示しないこととする。

エ 「服薬情報通知書発送のお知らせ」の作成及び送付

委託者は、保険医療機関・保険薬局に係る住所情報（医療機関コード、郵便番号、住所、保険医療機関名等）を CSV 形式の電子ファイルで受託者へ提供する。受託者は、上記ウで決定した内容をもとに印刷し、対象となる保険医療機関・保険薬局あて「服薬情報通知該当者のお知らせ」を作成・発送するとともに、送付する通知と同一内容の PDF データ及び送付対象リストを委託者に提出する。

なお、発送後は郵送伝票の写し等を委託者に提出すること。

(4) 対象被保険者及び保険医療機関等からの問い合わせ対応

「服薬情報通知書」発送後などの問い合わせに対応するため、以下の内容を備えたサポートデスクを設置すること。

受託者は、電話勧奨を行う薬剤師又は保健師等の資格を持つ者の名簿（氏名及び資格種類を記載したもの）を、事前に委託者へ提出すること。

設置期間	発送翌日から実働 20 日間
対応日時	月～金曜日（祝日等除く）10 時 00 分～17 時 00 分
対応スタッフ	薬剤師又は保健師等の資格を持つ者を常時 2 名以上
電話番号	受託者が用意（フリーダイヤル）
エスカレーション（対応依頼）への対応	コールセンターの情報だけでは回答に不十分等、委託者へのエスカレーションが必要な場合は、原則、折り返しとし、委託者へ連絡の上指示を仰ぐ。
対応状況のまとめ	問い合わせ内容及び対応状況をまとめ（様式任意）、サポートデスク設置期間終了日翌日から 10 日後までに委託者に提出すること。

(5) 対象被保険者への電話勧奨（1 回目）

受託者は、「服薬情報通知書」発送から 1 週間程度経過した後、薬剤師又は保健師等の資格を持つ者から対象被保険者あて架電し、医療機関や薬局での服薬相談を勧奨する。

また、併用禁忌の服薬が疑われる被保険者に対しては、健康面における重大性が高いことから、一度目の架電に回答がない場合には、翌日以降に再度架電をするなど接触を複数回試みる（初回の架電含め 3 回以上の架電を行うこと）。それでもなお連絡が取れなかった場合は、委託者にその旨報告すること。

ア 電話番号情報

対象被保険者の電話番号情報は委託者が提供する。提供時期については、委託者と協議のうえ決定する。

イ 名簿の提出

受託者は、電話勧奨を行う薬剤師又は保健師等の資格を持つ者の名簿（氏名及び資格種類を記載したもの）を、事前に委託者へ提出すること。

(6) 対象被保険者への電話勧奨（2回目）

受託者は、委託者から提供される令和4年10月から令和4年12月の電子レセプトデータを活用し、服薬情報通知・電話勧奨（1回目）の効果を検証したうえで、薬剤師又は保健師等の資格を持つ者から対象被保険者あて電話勧奨を行う。

ア 対象者と勧奨内容

- ① (1) の抽出時に併用禁忌の服薬が疑われた被保険者の中で、なおも服薬状況の改善がみられなかった被保険者に対し、医療機関や薬局での服薬相談を再度勧奨する。
- ② 服薬状況の改善がみられた（(1) アで示した抽出条件から外れた）被保険者に架電し、その時点での最新の服薬状況を確認する。聴取した服薬状況に応じて、改善された服薬状況の維持または医療機関や薬局での服薬相談を勧奨する。

イ 名簿の提出

受託者は、電話勧奨を行う薬剤師又は保健師等の資格を持つ者の名簿（氏名及び資格種類を記載したもの）を、事前に委託者へ提出すること。

(7) 対象被保険者への通知書送付・電話勧奨にかかる介入効果の分析評価

委託者から提供される令和4年10月から令和4年12月の電子レセプトデータを活用し、「服薬情報通知書」送付後の対象被保険者の医療費額及び服薬状況を分析して効果を検証したものをまとめ、委託者に報告すること。

なお、(6) 対象被保険者への電話勧奨（2回目）の内容を盛り込むかについては、委託者と協議のうえ決定する。

【分析評価内容】

- ・ 疾患別／年代別の変化
- ・ 電話勧奨（1回目）の有無別の変化
- ・ 併用禁忌服薬の解消状況及び解消に至らなかった被保険者の抽出
- ・ 介入による医薬品数・医薬品金額の変化（全体・重複服薬・多剤服薬等の項目別、被保険者別）
- ・ 介入により4(1)の抽出条件対象外となった人数（全体・重複服薬・多剤服薬等の項目別、被保険者別）

(8) 納入物件一覧

	納入物件	納入期日
(1) 関係	・併用禁忌の服薬疑い被保険者リスト	令和4年7月15日
	・介入対象候補被保険者リスト ・介入対象候補被保険者医療費額算出リスト	令和4年8月1日
(2) 関係	・「服薬情報通知書」送付対象者リスト ・「服薬情報通知書」PDFデータ	「服薬情報通知書」 発送日の5日前まで
(3) 関係	・「服薬情報通知書発送のお知らせ」送付対象リスト ・「服薬情報通知書発送のお知らせ」PDFデータ	「服薬情報通知書発 送のお知らせ」発送 日の5日前まで
(4)(5) 関係	・電話勧奨（1回目及び2回目）を行う有資格者及 びサポートデスクで対応する有資格者の名簿 ・電話対応状況表（サポートデスク及び1回目電話 勧奨） ・電話対応状況表（2回目電話勧奨）	それぞれ対応開始日 の5日前まで それぞれ対応終了日 翌日から10日後まで
(7) 関係	・介入効果の分析評価報告書	令和5年3月31日

【納入場所】〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所4階南側

札幌市保健福祉局 保険医療部 国保健康推進担当課

5 納入物件の所有について

納入物件は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

6 委託者が提供するデータの詳細について

委託者から受託者へ提供するデータの詳細は以下のとおりとし、各データは光学ディスクに格納して受け渡すことを基本とする。なお、データの受け渡しはセキュリティ確保を図り受託者が準備した方法により行うこと。

(1) 分析用データ

医科、調剤のレセプト電算処理システム用コード情報ファイル

ア 介入対象被保険者の抽出等 【4 (1)関係】

令和4年2月～4月診療分（想定件数：医科80万件、調剤45万件）

イ 対象被保険者への介入効果の分析評価 【4 (7) (8)関係】

令和4年10月～12月診療分（想定件数：医科90万件、調剤50万件）

(2) 対象被保険者あて名用データ 【4 (2) (6)関係】

委託者は、あて名情報（郵便番号、住所、被保険者氏名等）及び資格者情報をCSV形式の電子ファイル形式にて、服薬情報通知書の発送日の1か月程度前に受託者に提供する。受託者は委託者が提供するデータをもとに国保有資格者を識別するとともに、通知書のあて名面への印字を行う。なお、印字に際して外字等により対応できない文字に関して受託者は委託者へリストを提出し、対応を協議すること。

(3) 「服薬情報通知書発送のお知らせ」用保険医療機関等データ 【4 (3)関係】

委託者は、「服薬情報通知書発送のお知らせ」の作成に必要となる、保険医療機関及び保険薬局に係る住所情報（医療機関コード、郵便番号、住所、医療機関名等）をCSV形式の電子ファイルで提供する。

(4) 電話勧奨用データ 【4 (5) (7)関係】

委託者は服薬情報通知書の対象となった被保険者について、電話番号をまとめ、電子ファイル形式にて受託者に提供する。

7 データ等に関する著作権について

本業務で新たに作成するデータ等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

8 検査

役務内容の検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。

9 情報セキュリティ

本業務の実施にあたっては、以下に挙げる機密保持のための要件を備えていること。

(1) 貸与資料等の持ち出しの禁止

業務上の必要があり、本市から資料等の貸与があった場合には、業務実施場所以外への持ち出しを行わないこと。

(2) 個人情報保護対応の実施

業務の実施においては「JIS Q 15001 個人情報マネジメントシステム」又はこれと同等の規格の要求事項に適合した個人情報保護のための対応を実施すること。

折り返し電話に必要な連絡先電話番号等の個人情報を聴取した場合は、応対処理完了後にその情報を適宜削除すること。

また、本業務は個人情報を取り扱う場合があるため、在宅テレワークでの運用は認めないものとする。

10 環境への配慮

グリーン購入の推進等、環境に配慮した資源の節約に留意すること。

11 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者双方協議のうえ定めるものとする。